

2016年「消費税しらべ」報告

【調査の概要】

日本生協連では、毎月の家計データを全国集計している「全国生計費調査」とは別に、家庭で負担している消費税の調査（年間集計）を行っています。2016年は、35生協の539世帯（有効回答数）にご協力いただきました。

本調査は、生協組合員一人ひとりが一年間の家計簿を見直し、消費支出から非課税部分（家賃や学校教育費など）を差し引いて税額を算出したものです。

この報告では、主な収入を「給料・賞与」と回答した世帯（以下、「給与所得世帯」とよぶ）と「年金」と回答した世帯（以下、「年金世帯」とよぶ）を区別しています。月々の収入と年収を合わせて提供いただいているため、所得階層別の集計もしています。

特徴

1. 年間を通して消費税率が8%となって2年目を迎えた2016年は、1世帯あたりの年間消費税額が平均244,256円となり、2015年に比べ減少しました。
2. 収入に占める割合（負担率）は、年収1000万円以上世帯で2.67%と前年より0.45ポイント減少しています。その他の所得階層ではわずかな増減にとどまっているため、年収400万円未満世帯の負担率が1000万円以上世帯の1.95倍と、前年よりその差が開き、低所得世帯ほど消費税負担率が高いという「逆進性」は改善されていません。また「年金世帯」の負担率は4.92%と昨年同様に給与所得世帯に比べ大きくなっています。

「2016年 消費税しらべ」集計数値

1. 調査世帯全体

年収帯	世帯数	世帯主年齢	家族人数	実収入計	消費支出計	非課税支出	消費税	負担率
400万円未満	142世帯	69.1	2.3	3,071,026	2,653,868	493,926	159,996	5.21%
400～500万円台	138世帯	61.5	2.9	5,005,167	3,676,195	717,844	219,137	4.38%
600～700万円台	111世帯	53.4	3.6	6,999,333	4,781,051	1,164,401	267,900	3.83%
800～900万円台	74世帯	52.8	3.4	9,047,458	5,275,253	1,075,779	311,072	3.44%
1000万円以上	74世帯	53.9	3.8	13,134,019	6,223,209	1,491,386	350,505	2.67%
全体	539世帯	59.6	3.1	6,577,280	4,203,612	906,157	244,256	3.71%

2. 給与所得世帯

年収帯	世帯数	世帯主年齢	家族人数	実収入計	消費支出計	非課税支出	消費税	負担率
400万円未満	20世帯	55.5	2.5	3,028,587	2,347,310	619,030	128,021	4.23%
400～500万円台	70世帯	51.7	3.2	5,085,198	3,600,260	802,511	207,241	4.08%
600～700万円台	90世帯	50.2	3.9	7,028,642	4,775,304	1,217,800	263,519	3.75%
800～900万円台	66世帯	51.1	3.4	9,088,144	5,394,667	1,141,430	315,055	3.47%
1000万円以上	73世帯	53.8	3.7	13,174,927	6,219,900	1,474,042	351,545	2.67%
全体	319世帯	51.9	3.5	8,184,014	4,823,958	1,131,968	273,481	3.34%

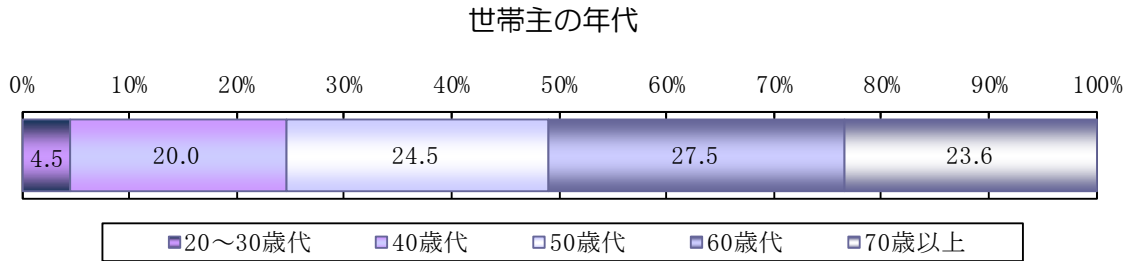
3. 年金世帯

年収帯	世帯数	世帯主年齢	家族人数	実収入計	消費支出計	非課税支出	消費税	負担率
400万円未満	110世帯	72.6	2.2	3,098,199	2,716,033	453,604	167,587	5.41%
400～500万円台	61世帯	72.7	2.6	4,883,840	3,768,950	641,227	231,683	4.74%
600～700万円台	15世帯	69.8	2.2	6,739,357	5,050,618	978,701	301,624	4.48%
800～900万円台	5世帯	74.0	2.0	8,361,698	3,999,192	398,351	266,729	3.19%
1000万円以上	0世帯	-	-	-	-	-	-	-
全体	211世帯	72.4	2.3	4,092,225	3,269,240	553,317	201,179	4.92%

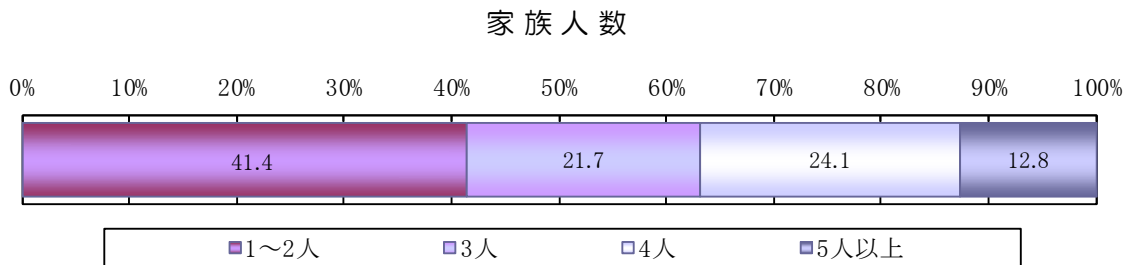
1. 提出世帯の概要

① 35 生協 539 世帯が参加しました。参加生協数は 2015 年より 1 生協多くなりました。

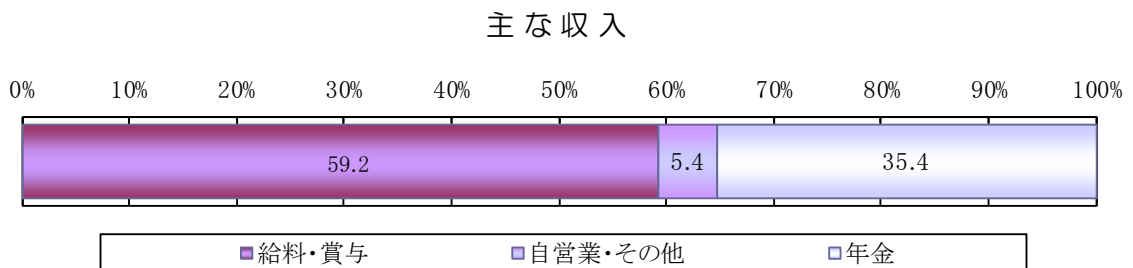
② 世帯主平均年齢は 59.6 歳です。2015 年に比べ 0.8 歳高くなっています。



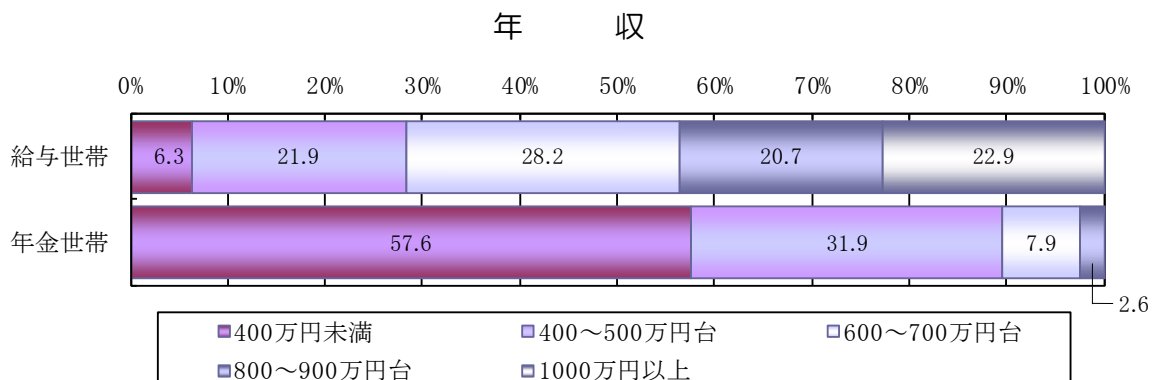
③ 平均家族人数は 3.1 人。2015 年と変わりません。



④ 各世帯の主な収入は、2015 年に比べ給与所得世帯の割合が 0.5 ポイント、年金世帯が 0.7 ポイント減少し、自営業・その他の割合が 1.1 ポイント増えています。



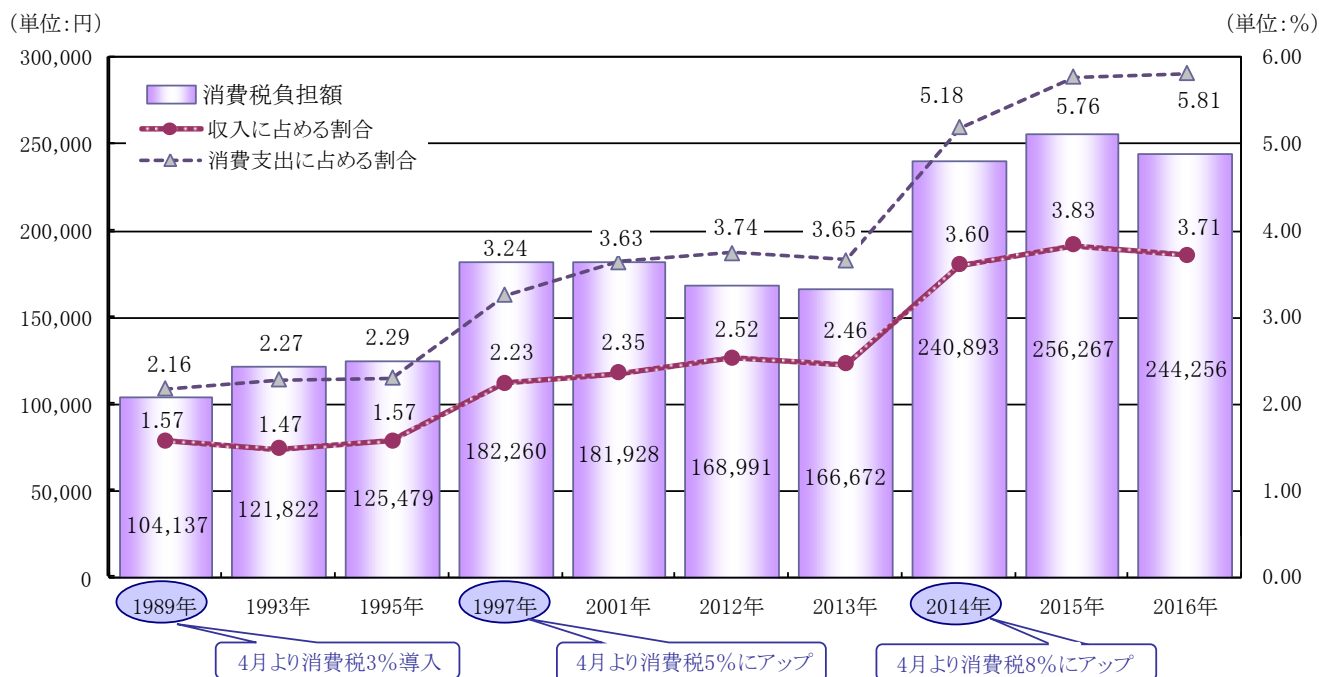
⑤ 平均年収は、給与所得世帯では 818 万円、年金世帯では 409 万円となり、2015 年に比べて給与所得世帯で約 5 万円、年金世帯で約 13 万円減少しています。年金世帯では 1000 万円以上の世帯はおりません。



2. 消費税負担の状況

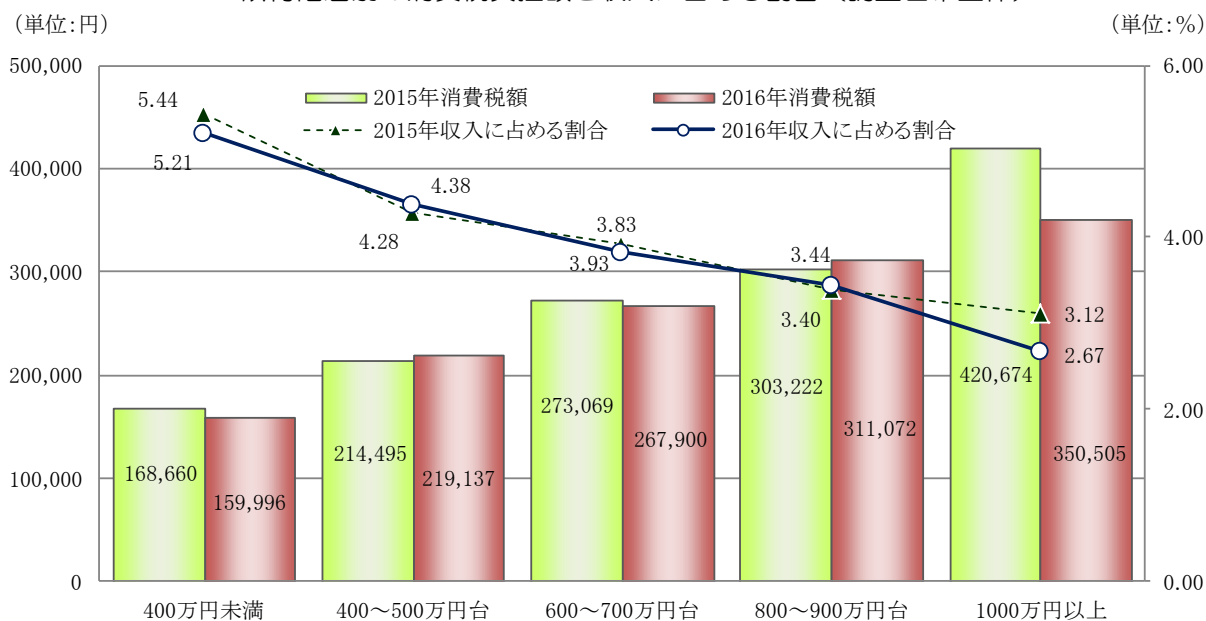
- ① 1世帯あたりの年間消費税額は平均 244,256 円。2015 年より 12,011 円減少し、収入に占める割合も 3.71%と減少しましたが、消費支出に占める割合は 5.81%と若干増加しました。

消費税の税額と家計に占める割合の推移（調査世帯全体）

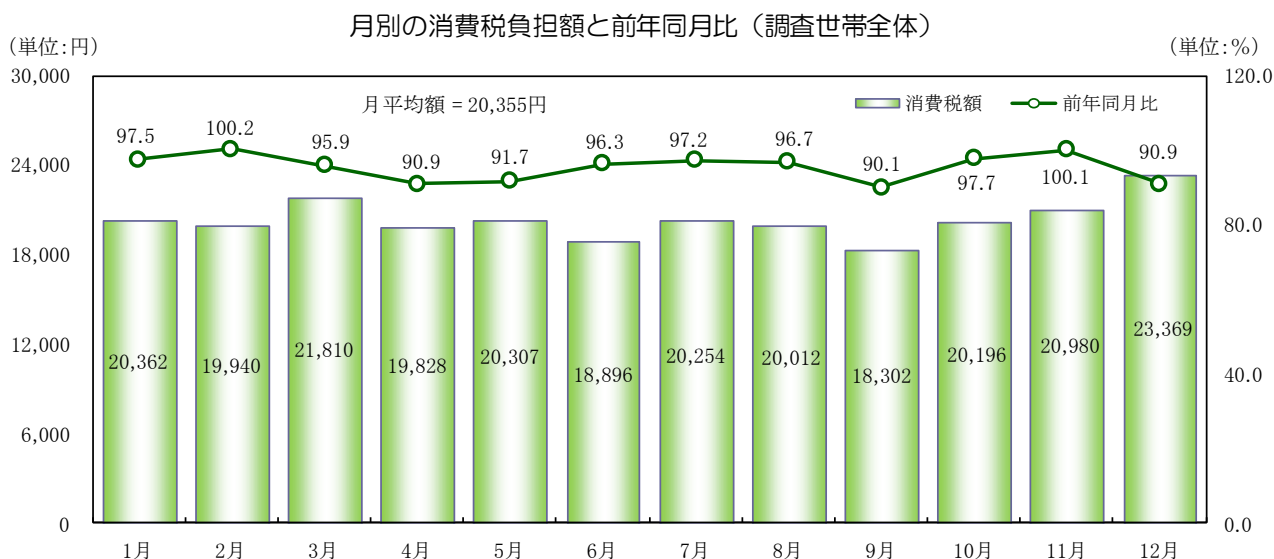


- ② 収入に占める割合を所得階層別にみると、年収 400 万円未満世帯から 800～900 万円台世帯は若干の増減はあるものの、前年とほぼ変わらない一方、1000 万円以上世帯で 2.67%と前年より 0.45 ポイント減少しました。これにより年収に占める消費税負担の割合は年収 400 万円未満世帯で 5.21%、1000 万円以上世帯の 2.67%の 1.95 倍と 2015 年よりもその差が開き、低所得世帯ほど消費税負担率が高いという「逆進性」は改善されませんでした。

所得階層別の消費税負担額と収入に占める割合（調査世帯全体）

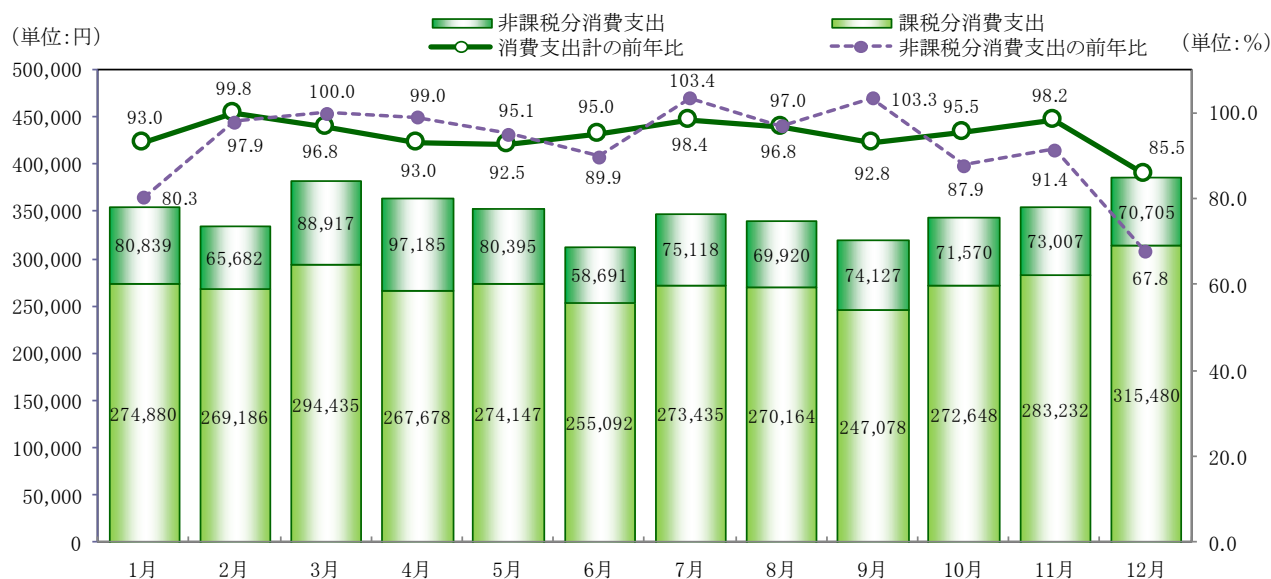


3. 月別消費税負担額の推移



消費税率が年間を通して8%になって2年目を迎えた2016年の消費税負担額は、2月、11月以外は前年同月比100%を切り、少なくなっています。

月別の消費支出（課税分・非課税分）と前年同月比（調査世帯全体）



■ 消費支出の月別推移（調査世帯全体）

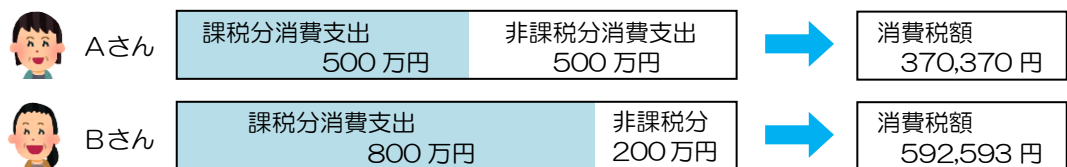
(単位:円)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
消費支出	355,720	334,868	383,352	364,863	354,543	313,782	348,554	340,084	321,205	344,218	356,240	386,185
	350,301 (月平均額)											

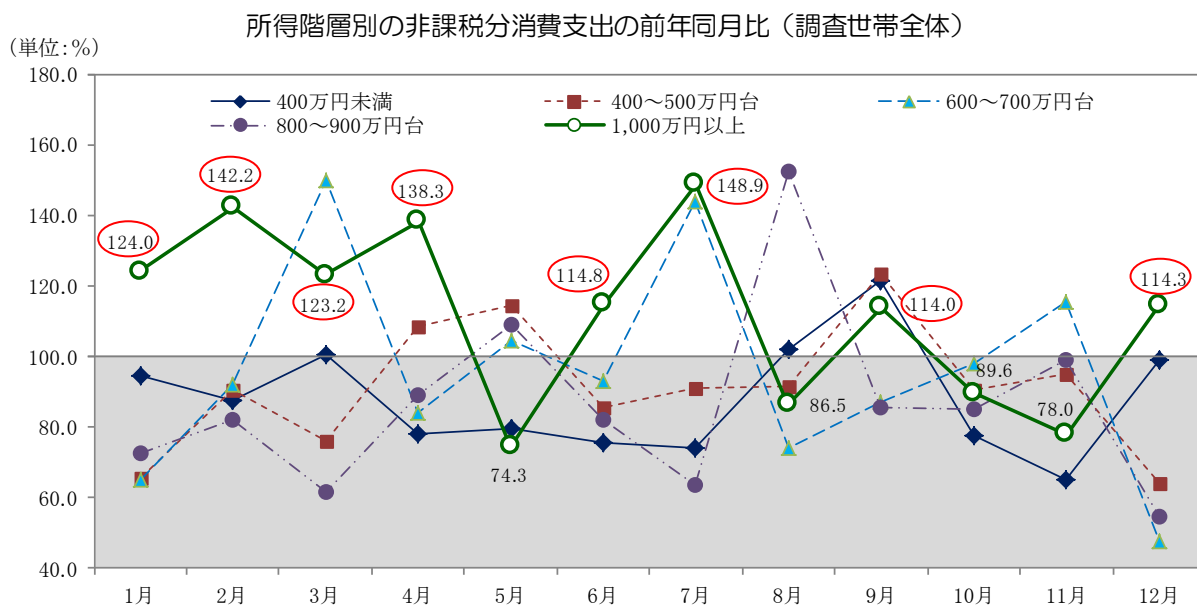
※消費支出は平均値のため四捨五入の関係で非課税分と課税分の合計と一致しない場合があります。

消費支出の月別推移をみても全ての月で前年を割り、全体に消費が抑えられていることがうかがえます。特に非課税分の消費支出については大きな変化がみられ、1月と12月で前年を大きく下回っています。この時期は「お年玉」など年末年始の現金での交際費が非課税分消費支出として計上されることが多い時期ですが、2016年はそれらの出費を抑えた世帯が多かったのではないかと推測されます。

消費税は消費に対して課せられる税ですが、家賃や学校教育費など消費支出の中でも課税対象外となる費目（下の「消費税の非課税の範囲（2016年1月現在）」参照）があります。この非課税分の比率が消費支出の中で大きくなると消費支出が変わらなくても、消費税負担額は少なくなります。下の図は消費支出が1000万円のAさんとBさんで消費税額を試算したものです。



〈シミュレーション計算式〉 消費税額 = 課税分消費支出 ÷ 108 × 8



非課税分消費支出の月別推移を、所得階層別の前年同月比でみると、所得階層によって大きな違いが現れています。調査世帯全体では非課税分消費支出は減少していますが、年収1000万円以上世帯では前年同月比が110%を超えた月が8回あり、他の所得階層に比べ突出しています。この階層では、消費支出が年間で6,223,209円と前年に比べ818,110円減少している半面、非課税分の消費支出は前述の通り増加し、年間で129,167円増の1,491,386円となっています。消費支出が減少し非課税分消費支出が増加した結果、消費税負担額が年間で350,505円と2015年の420,674円に比べ大きく減少し、負担率も2.67%と0.45ポイント減少しているのです。

消費税の非課税の範囲（2016年1月現在）

- 住居費：地代（駐車場代は課税対象）、家賃、自家の住宅ローン(建物部分は課税)
- 保険医療費：社会保険の適用される医療費、出産に関する検査・分娩・入院等の費用、産後2ヶ月以内の検診および乳児検診および入院、身障者用の物品やサービス
- 交際費：餞別・祝金など現金での交際費、商品券、図書券、プリペイドカードの購入費
- 教育費：入学試験料、入学金、授業料、保育料、学校法人設立の幼稚園入園料、教科書、施設設備費、在学・成績証明書手数料、専門学校の授業料など
- 自動車関係費：自動車保険料、自動車重量税、スピード違反などで取られた反則金
- その他：埋葬料、火葬料、印紙、住民票・パスポート発給などの行政発行手数料

※ 町内会やPTAなどの「会費」は原則として課税対象外です。